

○東御市地域福祉計画推進委員会設置規程

平成20年2月15日

告示第6号

改正 平成21年3月31日告示第43号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により策定した東御市地域福祉計画を推進するにあたり、この計画の進行管理を行うとともに、地域福祉の推進に必要な活動を協働で行うため、東御市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 福祉団体
- (5) 関係団体
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第43号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。